

# 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

令和5年3月17日  
教育庁教育振興部教職員課  
043-223-4036

## 1 改正理由

「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」（令和4年千葉県条例第27号）が、令和4年10月21日に公布され、令和5年4月1日より、職員の定年年齢の引上げ等が行われることとなった。

これに伴い、学校職員の勤務時間等に関する規則について、次項に示す改正を行う。

## 2 主な改正点

第二条第三項、第五項及び第六項の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に変更する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 経過措置

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第二十七号）附則第二十九項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の学校職員の勤務時間等に関する規則第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条第五項及び第六項の規定を適用する。